

第 150 回八王子市青少年問題協議会会議録

開催日 : 平成 23 年 2 月 24 日 (木)

開催場所 : 八王子市役所 802 会議室

第 150 回八王子市青少年問題協議会会議録

日時 平成 23 年 2 月 24 日（木）午前 10 時～11 時 30 分

場所 八王子市役所 8 階 802 会議室

出席者	八王子市長	黒須 隆一 会長
	八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表	河南 聰捷 副会長
	八王子市議会議長	市川 潔史 委員
	八王子市議会文教経済委員会委員長	鈴木 勇次 委員
	八王子地区保護司会代表	大竹 通夫 委員
	八王子市内私立高等学校校長代表	矢野 東 委員
	都立高等学校校長代表	五十嵐和雄委員
	八王子市立中学校長会代表	清水 和彦 委員
	八王子市立中学校 PTA 連合会代表	加地 弘子 委員
	八王子市立小学校 PTA 連合会代表	伊藤 邦雄 委員
	地域婦人団体連絡協議会代表	山田いと子委員
	八王子市教育委員会教育長	石川 和昭 委員
	八王子警察署長代理	石川 一照 委員（代理出席）
	高尾警察署長代理	年岡 榮二 委員（代理出席）
	南大沢警察署長代理	神戸 肇 委員（代理出席）
	東京保護観察所立川支部統括保護観察官	前川 洋 委員
	多摩少年院長	泉 俊幸 委員
	八王子少年鑑別所長	馬場 明子 委員
	八王子市生活安全部長	深須 達男 委員
	八王子市健康福祉部保健担当部長	早川 和男 委員
	八王子市こども家庭部長	菊谷 文男 委員

（事務局）

八王子市こども家庭部子どものしあわせ課長	穂坂 敏明
八王子市こども家庭部児童青少年課長	八木下 輝一
こども家庭部子どものしあわせ課	市川、佐藤、辻野、澤田

配付資料

第 150 回八王子市青少年問題協議会次第

第 150 回八王子市青少年問題協議会資料

第 150 回八王子市青少年問題協議会座席表

八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標（案）

八王子市青少年健全育成基本方針平成 22 年度重点目標

青少年の心理相談（パンフレット）

八王子少年鑑別所のしおり

八王子少年鑑別所 鑑別統計ダイジェスト（H22）

内容

1 開会

2 委員紹介

3 副会長選出

4 議事

（1）協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標について

イ 平成 23 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

ウ 平成 23 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項について

（2）報告事項

ア 平成 22 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

イ 平成 22 年度青少年健全育成事業について

（3）情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

イ 最近の少年非行の動向と一般相談について

ウ その他

5 閉会

議 事

1 開会

2 委員紹介

3 副会長互選

- ・八王子市青少年対策地区委員会連絡会代表 河南委員を選出

4 議事

(1) 協議事項

ア 八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標について

【事務局説明】

◆ 八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標について

- ・重点目標は、青少年健全育成において重点的に取組む項目として周知するもの。
- ・分科会で昨年同様「青少年の携帯電話問題」を協議することとなり、協議の結果、

◎フィルタリングの普及促進

◎家庭でのルール作りなど保護者への意識喚起

この 2 点が重要であるという結論に達し、スローガン(案)と、実施方法(案)を以下のとおり決定した。

スローガン(案)

「フィルタリングとルールで、携帯電話を正しく使いましょう」

実施方法(案)

(1) 携帯電話販売事業者へ、フィルタリング普及協力依頼

平成 23 年度重点目標携帯電話販売事業者配布チラシを、青少年育成指導員に配布依頼する。

(2) 保護者へのフィルタリング・ルール作りの啓発

平成 23 年度重点目標リーフレットを全小・中学校の児童・生徒に配布し、保護者への周知・啓発を図る。

- ・以上、八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標として提案する。

【情報提供】八王子警察石川委員より、八王子、高尾、南大沢警察署まとめて報告

軽犯罪は8年連続で減少している。その中でも地域住民に直接及ぼすものとして、窃盗（侵入窃盗）、車上狙い、振り込め詐欺、強盗、子どもに対する犯罪、性犯罪等、八罪と呼ばれる犯罪に対して対応をとった。

少年犯罪は、当初増加の傾向があったが、ここ近年で減少している。

刑法犯の犯罪少年補導件数で見ると、全体の80%を占めているのが深夜徘徊で、喫煙が10数%となっている。二つあわせると95%を超える。その他ではゲームセンターの時間外立ち入り、飲酒が見うけられる。

本会議で重点目標にとりあげられているインターネット（プロフ、ゲームサイト等）の事件は、東京都内で113件発生、内109件が携帯電話からの事件。市内では、高尾・南大沢で1件ずつ事案が発生、八王子署は0件だった。

各署内訳（暫定数値）

・八王子警察署

刑法犯犯罪少年：昨年183件、一昨年240件で57件の減

刑法犯触法少年：昨年58件、一昨年49件で9件の増

特別法犯犯罪少年：昨年11件、一昨年7件で4件の増

特別法犯触法少年：昨年2件、一昨年0件で2件の増

不良行為少年補導件数：昨年863件、一昨年905件で42件の減

・高尾警察署

刑法犯犯罪少年：昨年118件、一昨年105件で13件の増

刑法犯触法少年：昨年29件、一昨年4件で25件の増

特別法犯犯罪少年：昨年4件、一昨年3件で1件増

特別法犯触法少年：昨年、一昨年とも0件

不良行為少年補導件数：昨年2,305件、一昨年2,196件で109件の増（都内警察署でトップ）。窃盗の中でも特に万引きが大多数を占めている。

・南大沢警察署

刑法犯犯罪少年：昨年192件、一昨年127件で65件の増（21年4月に南大沢署が発足しているため、3ヶ月半の期間分は八王子署で積算されている）。

刑法犯触法少年：昨年61件、一昨年62件で1件の減

特別法犯犯罪少年：昨年3件、一昨年2件で1件の増

特別法犯触法少年：昨年6件、一昨年9件で3件の減

不良行為少年補導件数：昨年771件、一昨年675件で96件の増

※ 犯罪少年とは、罪を犯した14歳以上20歳未満の者をいう。

触法少年とは、刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の者をいう。

【協議・質疑応答】

特になし

《会 長》 重点目標について、原案とおりに決定してよいか。

《各委員》 意義なし。

《会 長》 原案のとおり決定とする。

【決定事項】

八王子市青少年健全育成基本方針平成 23 年度重点目標については、原案のとおり決定した。

イ 平成 22 年度八王子市青少年健全育成推進区域の指定について

【事務局説明】

- ◆ 平成 23 年度の青少年健全育成推進区域について、「由井西地区」と「ひよどり山地区」の指定を了承していただきたい。

【協議・質疑応答】

特になし

《会 長》 平成 23 年度青少年健全育成推進区域について、原案とおりに了承してよいか。

《各委員》 意義なし。

《会 長》 原案のとおり了承とする。

【決定事項】

平成 23 年度青少年健全育成推進区域については、原案のとおり決定した。

ウ 平成 23 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項について

【事務局説明】

- ◆ 平成 23 年度の青少年問題協議会分科会において、①青少年健全育成基本方針平成 24 年度重点目標の策定、②具体的な取組、③平成 24 年度の青少年健全育成推進区域の指定、④青少年に関する諸課題の情報交換の 4 点を平成 23 年度協議事項として了承いただきたい。

【協議・質疑応答】

特になし

《会 長》 平成 23 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項を原案とおりました承してよろしいか。

《各委員》 意義なし。

《会 長》 原案のとおり了承とする。

【決定事項】

平成 23 年度八王子市青少年問題協議会分科会の協議事項については、原案のとおり決定した。

(2) 報告事項

ア 平成 22 年度青少年の携帯電話・インターネット利用に関する取組について

【事務局説明】

- ・ 青少年対策地区委員会では、7ヶ所の単位地区委員会で研修を行った。
- ・ 指導課では、生活指導主任や情報教育担当者を対象に研修を行った。
- ・ 生涯学習総務課では、市内の小学6年生・中学1年生の保護者に対し冊子を配付し、有害サイトへのアクセス禁止や使用ルールの確認を呼びかけた。

イ 平成 22 年度青少年健全育成事業について

【事務局説明】

- ・ ここ数年で参加者が微増している。
- ・ 性風俗等看板撤去数は減る傾向にあり、場所によってはなくなったという報告を受けている。
- ・ 青少年の社会参加に「落書き落とし」がある。関係機関の協力を得て落書きを地域の皆さんと綺麗に落とし、巡回活動を行っている。
- ・ 青少年の育成指導員の活動について、37 地区で 221 名に委嘱しており、青少対と共により細かい活動を行っている。
- ・ ③の健全育成協力店の活動について、小売店を中心に青少年の見守りをしていただいている。昨今の経済状況の中、小売店が減少している傾向がある。
- ・ カラオケボックス・不健全図書等自販機について、育成指導員が区内にある状況を時期ごとに調査をし、報告を受けている。設置箇所はかわらないが 2 台増えていた。
ゲームセンター、インターネットカフェについては概ね状況は変わらない。ゲームセンターについては中心地でなく、郊外にファミリー向け（ショッピングモール内等）のものが増える傾向がある。また、成人向け雑誌や DVD を販売する店舗については、減少傾向にある。
これら調査結果に関する資料を関連機関に送付し、活用いただくようお願いしている。

- 《議 長》 10 頁「青少年健全育成協力店指定状況」を見ると、協力店が 22 年度減少している。店を辞めたということではなく、協力店を解除したということか。
- 《事務局》 減少した理由は、ほとんどが閉店したことによるもの。協力店を受けないという店舗はほとんどない。
- 《議 長》 10 頁ではカラオケ店が 5 店、11 頁では 17 店となっている。なぜ協力店に指定されないのか。
- 《事務局》 詳細を店に確認したことはない。育成指導員が店を回り、協力店の指定について理解をいただいた店が 5 店ということになる。

(3) 情報交換

ア 少年非行の現状と補導状況について

【情報提供】八王子警察署石川委員より報告

平成 21 年より、関連団体と協力して各署に「万引き防止連絡協議会」を発足した。少年だけでなく、高齢者も増加傾向にあるため、近々の対策が必要と考えている。

平成 21 年 8 月には、万引き事案について事案処理の簡素化が図られた店の営業に支障をきたすことから通報されないことがあるため事案を簡素化し、協議会を発足して、万引きについては全件通報するようお願いしてきた。そのような活動が万引き事案の増加として統計上に現れてきた。

インターネット・携帯電話についても、セーフティ教室を実施して注意喚起している。

また平成 22 年 12 月から、携帯電話販売店全店に、各警察署長名で販売時の保護者に対するフィルタリングの説明と、設定の促進依頼を行っている。そうした活動を行っても、欲しい情報が取りにくい（ブロックされてしまう）ということから、子どもの携帯電話にフィルタリングをかけないという状況もある。

子どもの携帯電話に様々な情報がメールで送られ、誤ってクリックしたことで、犯罪に巻き込まれることもあるため、これからもフィルタリングを普及させなければならない。

- 《保健所》 高尾管内の不良行為事案が 2,305 件とあり、警視庁で 1 位ということだが、その理由はなぜか。
- 《八警察》 市内 3 署で比較すると、南大沢管内は新興住宅地で人口も増加している。（青少年の人口比で見れば一番多い。）少年の不良行為事案が多いということだが、110 番の取り扱いを見ると、南大沢警察署が 3 つの中で一番多く、高尾警察署管内は少ない。110 番の取り扱いが無い時に深夜徘徊等の取組を重点的に行えるということで、高尾警察署の不良行為事案が多くなる理由に上げられる。
- 《保健所》 110 番対応が少ないため、集中して青少年への対応ができているという理解でよいか。

- 《八警察》 そのとおり。
- 《会 長》 高尾警察署以外でも、青少年に対してもっと熱心に取り組めば、不良行為事案の件数が上がるということか。
- 《八警察》 そのとおり。110 番の対応に追われるため、警視庁全体の中でも格差がある。
- 《会 長》 高尾警察署管内の補導件数がダントツで多い。裏を返せば 110 番通報が少ないということ。
- 《青少対》 平成 22 年度青少年対策地区委員会を 37 持っており、中学校区域を単位として活動をしている。今年度、携帯電話とフィルタリングに関する活動が少なかった。本日行う会議で改めて活動強化の依頼をする。
- 各地区委員会の中で、補助金事業としてネット犯罪からの被害予防を事業計画にいらていただき、その結果を翌年度報告できればと考えている。
- また、携帯とネットのことに関する標語の募集を行ない、今年度式分方小学校の 6 年生が応募した「携帯の利点欠点よく知ろう」が選ばれた。これを励みに活動を促進していきたい。

イ 最近の少年非行の動向と一般相談について

【少年鑑別所長から説明】

1. 新収容人員の推移

統計で軽犯罪が 8 年連続で減少しているということだが、少年鑑別所の入所人数は必ずしも減少しているわけではない。今年度 565 名と昨年度より 10%増しとなっている。

検挙された少年のうち、深刻な問題を抱えてくる少年の数も減っていない。(女子は減少している。)

2. 入所事由

多摩地区の子どもたちは、必ずしも地元で犯罪を起こすばかりではない。他県で事件を起こして市に移管される子どもが 11.5%いる。非行少年は行動範囲が広いと感じている。

3. 年齢

年齢棒グラフは上から平成 20 年、21 年、22 年と並んでおり、ピンク色の中学生にあたる部分を見ると、その数が増えてきていることがわかる。

平成 22 年は 29.2%で、昨年と比べて 4.2 ポイント増加しており、詳しく調べると、小学校時代から非行・不良行為をしている傾向があり、かつ、退所してからも非行行為をして戻ってくる再入所率も非常に高い。

中学生の非行少年のうち、小学校から問題行動がある子どもは、幼少時代の健全な生活体験が少ないことから、立ち直るまでに時間がかかる。ある程度年齢が過ぎた子どもは健全な生活体験があり、それが財産となって立ち直りも早い。小学校時代から問題行動があるお子さんに対し、地域の中で取組んでほしい。

4. 非行名

万引き等の財産犯、傷害、恐喝などの粗暴犯が全体の 2/3 を占めている。

5. 退所事由

退所するときが一番多いのは保護観察で地元に戻るケース。次に矯正教育が必要ということで、18%の子どもが関東地方の少年院に送致。

首都圏は行動範囲が流動的で広域的に非行活動をしている子どもが多いので、他の県に移される子もいる。

最後に一般相談についての案内。非行予防活動の一環として、保護者の方からの相談に応じている。昨年は 40 件の外来相談を受けた。当所は、平成 26 年に昭島に移転予定。

《議 長》 中学生の入所が増えているというが、中学校の現場でその傾向があるのか？

《中校長》 中学生生活の中で、その時その時に身につけなければならないことが欠落していることがある。

夫婦間の仲が良くないと、子どもへの暴力に走ってしまうこともある。家庭の問題ということもあり、学校が立ち入ることができない部分も多くある。

ウ その他

《青少対》 城山中学校の卒業生で、地域のボランティア活動に力をいれてくれた生徒（生徒の推薦が 3 クラスで約 15 名、先生の推薦が約 9 名の計 24 名程度）に対し、卒業時、それぞれの善行活動に応じた感謝状を渡している。（今年度で 2 回目となる。）高校に進む子どもたちにとっても、励みや自信に繋がり喜んでいる。学校にも協力してもらっている。

《小 P》 小学生のほとんどは地域の中学校に進学する。小学生の時に問題を起こし、中学校に進むと、残念ながら中学校で不良グループに入ることが多い。家庭状況を見ても保護者の問題が多いと感じる。

フィルタリングに関する問題もあるが、携帯代金の問題もある。使い放題を設定している家庭が多いが、使いすぎて 10 万円の請求だったところが 4 千円で済んだという発想を変えないといけない。本来子どもが 10 万円分使っていることが問題。ある都内の私立中学校（進学校）でも、保護者会で携帯電話や携帯ゲームを学校に持ってきてはいけないと指導している。ただ、その理由が「知能犯」がいるため、どのようなことに悪用されるかわからないというもの。あまりに優秀な子どもたちのため、先生ではそれをカバーできないため、ということだった。

- 《会 長》 中学生の鑑別所への収容が増えているがその芽は小学生からある。高校生くらいで初めて入所する子は立ち直りやすいという話もあったが、小中一貫教育をすすめていく上でも参考になった。
- 《青少対》 少年鑑別所の見学は可能か。
- 《少鑑別》 事前に連絡をいただければ見学することはできる。青少年関係の方はよく来所される。

5 閉会